

## 高知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この要綱において同じ。)に対する作業を行う従事者の処遇改善を図ることを目的とし、次項各号に掲げる対象事業者が、従事者に対する特殊勤務手当を新設し、又は増額し支給する際の経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 対象事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 県内の感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条に規定する感染症指定医療機関の開設者)
- (2) 入院協力医療機関(「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)に基づく県の依頼に対し、新型コロナウイルス感染症患者を入院させることを承諾した医療機関の開設者)
- (3) 帰国者・接触者外来等設置医療機関(「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)に基づく県の依頼に対し、帰国者・接触者外来を設置すること又は行政依頼による検体採取をすること等を承諾した医療機関の開設者)
- (4) 検査協力医療機関(「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき県が指定した医療機関の開設者)

3 交付対象となる特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業を行った場合に支給されるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(濃厚接触者を含む。以下「患者等」という。)に接して行う作業その他知事がこれらに準ずると認める作業(次号に掲げる作業を除く。)
- (2) 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間(概ね<sup>おおむ</sup>1時間以上)にわたり接して行う作業その他知事がこれらに準ずると認める作業

(交付率及び交付対象経費)

第3条 前条に掲げる交付対象事業(以下「交付事業」という。)の交付対象経費及び交付率については、次に掲げるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に掲げる業務内容ごとに、同表の第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から交付事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に掲げる交付率を乗じた額を交付額とする。

(交付金の交付の申請)

第4条 交付金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、当該交付事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、交付事業者（間接交付事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接交付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付事業の内容又は経費の配分等の変更（交付金額の増額又は30パーセントを超える減額に限る。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 交付事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 交付事業が予定の期間に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 交付事業者は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (8) 交付事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(概算払)

第8条 交付事業者は、交付金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存す

る場合は、翌年の4月10日までに提出しなければならない。

(交付金の返還)

第10条 知事は、第6条に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金等を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(検査等)

第11条 知事は、必要であると認めるときは、交付事業者に対し、交付事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 交付事業者は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 交付事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第7条第6号及び第7号並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行し、令和2年9月15日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 業務内容	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
(1) 患者等に接して行う作業その他知事がこれらに準ずると認める作業(次号に掲げる作業を除く。)	3,000円/日	左記業務に対して支給される特殊勤務手当に係る費用	10分の10
(2) 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間（概ね1時間以上）にわたり接して行う作業その他知事がこれらに準ずると認める作業	4,000円/日		

※新型コロナウイルス感染症の発生日（県内初発患者の報告日である令和2年2月28日）以降に新設または増額された手当を対象とする。

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 交付事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この交付事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この交付事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 交付事業者は、この交付事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 交付事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を、交付事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 交付事業者は、県の承諾があるときを除き、この交付事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 交付事業者は、県が承諾したときを除き、この交付事業による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(従事者への周知)

第8 交付事業者は、この交付事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 県は、交付事業者がこの交付事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 交付事業者は、この交付事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。